

## 指定管理者選定委員会における候補者の選定結果概要

(課名：文化スポーツ部文化芸術振興課)

1 施設名	滋賀県希望が丘文化公園、滋賀県立青少年宿泊研修所および滋賀県立希望が丘野外活動センター																			
2 施設の概要	<p>敷地面積 4,162,930m<sup>2</sup> (全園)</p> <p>○滋賀県希望が丘文化公園 &lt;スポーツ施設&gt;スポーツ会館 延床面積4,292m<sup>2</sup> (体育室、多目的室等) 陸上競技場、球技場、野球場、ソフトボール場、テニスコート等 &lt;その他&gt; 芝生ランド、ピクニックランド、サイクリングロード、駐車場等</p> <p>○滋賀県立青少年宿泊研修所 敷地面積 36,335m<sup>2</sup> 延床面積 8,974m<sup>2</sup> (宿泊定員360名、宿泊室、大ホール、研修室、食堂棟等)</p>																			
3 募集概要	<p>○滋賀県立希望が丘野外活動センター 敷地面積 210,000m<sup>2</sup> 野外活動センター 延床面積 1,216m<sup>2</sup> (ホール、集会室、クラフト室等) 東キャンプ場 470名収容、西キャンプ場 400名収容、雨天営火場等</p> <p>施設内容 (所在地) 竜王町薬師1178、野洲市北桜978 (設置目的) 優れた自然環境を保護し、活用し、県民に憩いの場を提供するとともに 広く県民文化、体育の向上に資するため。 (設置年月) 昭和47年4月</p>																			
4 申請状況	<table border="1"> <tr> <td>募集方法</td> <td colspan="2">非公募</td> </tr> <tr> <td>申請要項配布期間</td> <td colspan="2">令和7年9月5日 ~ 令和7年9月26日</td> </tr> <tr> <td>申請受付期間</td> <td colspan="2">令和7年9月5日 ~ 令和7年9月26日</td> </tr> <tr> <td>募集期間</td> <td colspan="2">令和8年4月1日 ~ 令和10年3月31日 (2年間)</td> </tr> <tr> <td>募集内容</td> <td colspan="2">           (1) 事業の実施に関する業務            (2) 施設の運営に関する業務            (3) 施設・設備等の維持管理業務            (4) その他施設の設置目的を達成するために必要な付随業務         </td> </tr> <tr> <td>管理料参考額</td> <td colspan="2">694,034,000円 (消費税および地方消費税を含む。)</td> </tr> </table> <p>合計1者</p>		募集方法	非公募		申請要項配布期間	令和7年9月5日 ~ 令和7年9月26日		申請受付期間	令和7年9月5日 ~ 令和7年9月26日		募集期間	令和8年4月1日 ~ 令和10年3月31日 (2年間)		募集内容	(1) 事業の実施に関する業務 (2) 施設の運営に関する業務 (3) 施設・設備等の維持管理業務 (4) その他施設の設置目的を達成するために必要な付随業務		管理料参考額	694,034,000円 (消費税および地方消費税を含む。)	
募集方法	非公募																			
申請要項配布期間	令和7年9月5日 ~ 令和7年9月26日																			
申請受付期間	令和7年9月5日 ~ 令和7年9月26日																			
募集期間	令和8年4月1日 ~ 令和10年3月31日 (2年間)																			
募集内容	(1) 事業の実施に関する業務 (2) 施設の運営に関する業務 (3) 施設・設備等の維持管理業務 (4) その他施設の設置目的を達成するために必要な付随業務																			
管理料参考額	694,034,000円 (消費税および地方消費税を含む。)																			

5 審 查 の 概 要 お よ び 結 果	審　查　方　式	滋賀県指定管理者等選定委員会希望が丘部会において、申請書類の内容について申請者からヒアリングを実施し、あらかじめ定めた審査基準に基づく審査・採点を行い、その採点結果を基に指定管理者の候補者を選定する。																																	
	選定委員会委員 (希望が丘部会) *部会長 (50音順、敬称略)	*青山 公三（京都府立大学名誉教授） 川元 麻衣（公認会計士） 黒澤 肇（びわこ成蹊スポーツ大学スポーツ学部教授） 永浜 明子（立命館大学スポーツ健康科学部教授） 森 真子（弁護士）																																	
	審　查　基　準	別紙参照																																	
	審　查　経　過	令和7年度滋賀県指定管理者等選定委員会希望が丘部会 (開催日) 令和7年10月24日 (内　容) 事業計画のヒアリング、審査、指定管理者候補者選定																																	
審 查 結 果	指定管理者の候補者	公益財団法人滋賀県希望が丘文化公園																																	
	評価結果、選定理由、選定委員会の概要	<p>【評価結果】</p> <p>○選定基準に基づく採点結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th> <th>選定基準1 (配点30点)</th> <th>選定基準2 (配点105点)</th> <th>選定基準3 (配点75点)</th> <th>選定基準4 (配点72点)</th> <th>選定基準5 (配点18点)</th> <th>合　計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公益財団法人滋賀県希望が丘文化公園</td> <td>21.6</td> <td>76.92</td> <td>56.4</td> <td>50.52</td> <td>12</td> <td>217.44</td> </tr> </tbody> </table> <p>※点数は各委員の平均値 (300点満点)</p> <p>○各委員の採点結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申　請　者</th> <th>A委員</th> <th>B委員</th> <th>C委員</th> <th>D委員</th> <th>E委員</th> <th>合計</th> <th>平均値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公益財団法人滋賀県希望が丘文化公園</td> <td>216</td> <td>192.6</td> <td>219.6</td> <td>231.6</td> <td>227.4</td> <td>1,087.2</td> <td>217.44</td> </tr> </tbody> </table> <p>○提示額一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申　請　者</th> <th>提　示　額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公益財団法人滋賀県希望が丘文化公園</td> <td>684,034,000円</td> </tr> </tbody> </table>	申請者	選定基準1 (配点30点)	選定基準2 (配点105点)	選定基準3 (配点75点)	選定基準4 (配点72点)	選定基準5 (配点18点)	合　計	公益財団法人滋賀県希望が丘文化公園	21.6	76.92	56.4	50.52	12	217.44	申　請　者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均値	公益財団法人滋賀県希望が丘文化公園	216	192.6	219.6	231.6	227.4	1,087.2	217.44	申　請　者	提　示　額	公益財団法人滋賀県希望が丘文化公園
申請者	選定基準1 (配点30点)	選定基準2 (配点105点)	選定基準3 (配点75点)	選定基準4 (配点72点)	選定基準5 (配点18点)	合　計																													
公益財団法人滋賀県希望が丘文化公園	21.6	76.92	56.4	50.52	12	217.44																													
申　請　者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均値																												
公益財団法人滋賀県希望が丘文化公園	216	192.6	219.6	231.6	227.4	1,087.2	217.44																												
申　請　者	提　示　額																																		
公益財団法人滋賀県希望が丘文化公園	684,034,000円																																		

**【選定理由】**

滋賀県指定管理者等選定委員会希望が丘部会において、申請書類について審査・採点を行った結果、審査基準を満たしており、これまでの公園管理の実績や健全な経営基盤により適切な管理運営が見込めると判断されたため。

**【指定管理者選定委員会の概要】**

- ・直近3か年の決算の状況から、短期的にも、長期的にも財務面に安定性が認められ、管理運営に必要な経営基盤を有している。
- ・事業計画の内容について、申請要項で求められている内容を満たしており、加えて長年の運営実績に基づく堅実で公共性の高い事業や民間団体と連携した事業の提案があり、利用者サービスの向上につながるものと評価できる。

上記の結果、公益財団法人滋賀県希望が丘文化公園を指定管理者の候補者として選定した。

## 別紙 審査基準

番号	選定基準 (条例第10条)	審査項目・内容	配点
1	事業計画の内容が、県民の公平な利用を確保することができるものであること(第1号)	(1)公平な利用の確保に関する考え方 ・申請団体の経営方針が適切で公共性があるか ・事業等の内容に偏りがないか ・経営のモラルは適切か ・障害者など多様なニーズを持つ方への配慮がされているか ・青少年等に対して低廉な料金区分の設定をしていることについて理解し推進できるか	30
2	事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮させること(第2号)	(1)施設の運営方針 ・施設の設置目的、概要等を理解しているか ・管理運営目標の達成に向けた取組は適切か ・サービスの水準の確保に向けた取組は適切か ・利益配分の考え方は適切か ・学校や地元自治体、周辺施設、各種団体等との連携は適切か (2)事業の実施に関する考え方と企画内容 ・青少年等の社会教育につながる企画内容か ・県民の需要に応える魅力的な企画内容か ・県民の社会的・地域的ニーズに沿った企画内容か ・過去の実績は十分か ・事業評価の方法は適切か ・事業参加者数の拡大に関する取組は適切か ・自主事業の取組は適切か (3)施設の運営に関する業務の考え方(貸館など) ・利用者サービス向上に向けた取組内容は適切か ・利用の拡大に向けた取組内容は適切か ・利用者ニーズの把握方法は適切か ・利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法は適切か ・安全確保の方策は適切か ・過去の実績は十分か (4)施設・設備等の維持管理業務の考え方 ・保守点検、清掃などの方法は適切かつ効率的か ・施設の修繕にあたっての考え方は適切かつ効率的か ・過去の実績は十分か (5)公園の活性化方針に寄与する新たな取組やチャレンジ性のある提案 ・新規性やチャレンジ性があり、公園の活性化方針に寄与することが期待される、魅力的な提案であるか ・提案内容が自主事業である場合は、自主事業承認基準を満たすことが見込まれるか	105 (18) (18) (30) (18) (21)
3	事業計画の内容が、施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること(第3号)	(1)施設の管理に係る経費縮減に関する考え方 ・経費縮減の実現性があり適正であるか ・長期的に見た場合、サービスの低下につながる恐れはないか ・過去の実績を踏まえた適切な内容か (2)参考額と経費見積額の比較 ・県が示した管理料の参考額をどの程度下回っているか	75 (30) (45)

4	<p>事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること(第4号)</p>	<p>(1)収支計画について            -収支計画の実現性はあるか            -収入、支出の積算と事業計画の整合性はあるか            -多様な事業財源の確保に向けた考え方は適切か</p> <p>(2)組織および人員について            -組織構成および正規職員の配置は適正か            -関係法令等の遵守や緊急時に対応できる体制が確立されているか            -施設の維持管理等に相当の知識や経験等を有する職員がいるか            -人材育成、研修等の体制は適切か            -職員の採用・確保の方策は適切か</p> <p>(3)経営基盤について            -財務状況は健全か            -金融機関、出資者等の支援体制は十分か</p> <p>(4)類似施設を良好に運営した等の実績について            -大規模施設を運営した実績は十分か</p> <p>(5)人権への配慮について            -職員への人権研修の実施や外部の相談窓口の設置、定期的な職員アンケートの実施等、誰もが安心して働ける職場づくりへの配慮がなされているか。            -人権等に配慮した施設運営が可能か</p>	72 (15) (21) (12) (12) (12)
5	<p>滋賀県が締結する契約に関する条例の目的達成に資する事項</p>	<p>(1)地域経済の活性化への配慮、行政目的の実現を図るための契約の活用            -県内に本店を有する事業者であるか            -「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けているか、または次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。</p> <p>(2)高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしているか。            -障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当しているか。            ①障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されていること。            ②障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用していること。            ③「しが障害者施設応援企業」の認定を受けていること。            ④障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。</p> <p>(3)「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けているか、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。</p> <p>(4)環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けていること。            ①国際標準化機構が定めた規格ISO14001に適合している旨の認証            ②一般財団法人持続性推進機構(平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター)の実施するエコアクション21の認証・登録            ③特定非営利活動法人KES環境機構の実施するKES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録            ④一般財団法人工エコステージ協会の実施するエコステージの認証</p>	18 (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3)
合計			300

選定基準ごと(滋賀県が締結する契約に関する条例の目的達成に資する事項を除く)の採点合計および総合計点が6割未満の場合は、指定管理業務実施への支障が懸念されるとして、失格とする。

